



# 三重県公報

平成28年10月26日(水)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	<b>条 例</b>		
51	三重県動物愛護推進センター条例	(食 品 安 全 課)	3
52	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(農 地 調 整 課)	5
53	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	6
54	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(地 域 福 祉 課)	7
55	三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	8
	<b>公 安 委 規 則</b>		
10	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	9

**公布された条例のあらまし**

- ◎ **三重県動物愛護推進センター条例（条例第 51 号）**
  - 1 動物の愛護に対する県民の意識の向上及び動物による危害の発生の防止を図り、人と動物が共生できる社会の実現に寄与するため、三重県動物愛護推進センターの設置等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図ることとしました。
  - 2 この条例は、規則で定める日（一部公布の日）から施行することとしました。
  
- ◎ **三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）**
  - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
  
- ◎ **三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）**
  - 1 建築基準法の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するとともに、職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
  
- ◎ **三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）**
  - 1 高齢者の増加、宅地開発による人口の増加等に鑑み、民生委員の定数を改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行することとしました。
  
- ◎ **三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）**
  - 1 警察法施行令の一部改正に伴い、警察本部の所掌事務の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、平成 28 年 11 月 30 日から施行することとしました。

**条 例**

三重県動物愛護推進センター条例をここに公布します。

平成二十八年十月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十一号

三重県動物愛護推進センター条例

(設置)

第一条 動物の愛護に対する県民の意識の向上及び動物による危害の発生の防止を図り、人と動物が共生できる社会の実現に寄与するため、三重県動物愛護推進センター（以下「センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 動物（三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十六年三重県条例第三十三号）第二条第一号に規定する動物をいう。第四号において同じ。）の愛護及び管理に係る普及啓発に関すること。
- 二 センターに収容した犬及び猫の譲渡に関すること。
- 三 センターに収容した犬及び猫の診療に関すること。
- 四 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(指示)

第三条 知事は、施設及び設備の保全、館内の秩序の維持その他センターの管理上必要があると認めるときは、入館者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(手数料)

第四条 センターに収容した犬及び猫を譲り受ける者は、あらかじめ手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、別表のとおりとする。
- 3 既に納付された手数料は、返還しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第四条関係）

区 分	単 位	金 額（円）
-----	-----	--------

犬の譲渡手数料	センターにおいて狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項に規定する予防注射を受けたもの	一頭につき	四、〇〇〇
	その他のもの	一頭につき	三、五〇〇
猫の譲渡手数料		一匹につき	三、五〇〇

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十二号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号の項を次のように改める。

七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたるものを除く。）	四日市市、伊勢市、亀山市、志摩市、多気町、明和町及び玉城町
イ 法第四条第一項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するため二ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。）	
ロ 法第四条第七項の規定による条件の付加（イに係るものに限る。）	
ハ 法第四条第八項の規定による協議（同一の事業の目的に供するため二ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。）	
ニ 法第五条第一項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可（採草放牧地又は同一の事業の目的に供するため二ヘクタール以下の農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する場合に限る。）	
ホ 法第五条第三項において準用する法第三条第五項の規定による条件の付加（ニに係るものに限る。）	
ヘ 法第五条第四項の規定による協議（採草放牧地又は同一の事業の目的に供するため二ヘクタール以下の農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する場合に限る。）	
ト 法第四十九条第一項の規定による立入調査及び測量並びに物件の除去及び移転（イ、ニ及びルに係るものに限る。）	
チ 法第四十九条第三項の規定による立入調査等に係る通知及び公示（トに係るものに限る。）	
リ 法第四十九条第五項の規定による損失の補償（トに係るものに限る。）	
ヌ 法第五十条の規定による報告の要求（イからリまで及びルに係るものに限る。）	
ル 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分（イ及びニに係るものに限る。）	

別表第二第七号の二の項及び第七号の三の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十三号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二百六十六号の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同表第二百六十七号の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改め、同表中第三百三十九号の五の項を第三百三十九号の六の項とし、第三百三十九号の四の項を第三百三十九号の五の項とし、第三百三十九号の三の項を第三百三十九号の四の項とし、同表第三百三十九号の二の項中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改め、同項を同表第三百三十九号の三の項とし、同表第三百三十九号の項の次に次のように加える。

三百三十九の二	建築基準法第六十条の三第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料	十六万円
---------	---	-------------------------------------	------

別表第四及び別表第二十四第八号の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十四号

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例

三重県民生委員定数条例（平成二十六年三重県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

表津市の項中「六〇〇人」を「六一二人」に改め、同表四日市市の項中「五九二人」を「六〇二人」に改め、同表伊勢市の項中「三〇二人」を「三〇五人」に改め、同表松阪市の項中「三八〇人」を「三八七人」に改め、同表鈴鹿市の項中「三六二人」を「三七〇人」に改め、同表名張市の項中「一八二人」を「一八六人」に改め、同表伊賀市の項中「三〇〇人」を「三〇九人」に改め、同表三重郡菰野町の項中「七六人」を「七七人」に改め、同表三重郡川越町の項中「二六人」を「二八人」に改め、同表度会郡度会町の項中「二四人」を「二九人」に改め、同表度会郡南伊勢町の項中「五九人」を「六〇人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十五号

三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

三重県警察の組織に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号を第二十三号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。



公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十月二十六日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

三重県公安委員会規則第十号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
第七条に次の一号を加える。

十二 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十二号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この規則は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---